

第1回邑南町デイキャンプ事故検証委員会議事録

1. 会議日 令和5年11月2日(木)
2. 場所 邑南町役場本庁2階 大会議室
3. 開会 午後2時
4. 閉会 午後3時50分
5. 出席者
邑南町デイキャンプ事故検証委員会
委員 中村 健太 尾原 敏則 渡部 広明 須崎 康臣 高島 尊子

邑南町
町長 石橋 良治 副町長 日高 輝和

総務課

課長 大賀 定 課長補佐 新屋 聡士 課長補佐 松本 義文
細貝 芳弘

医療福祉政策課

課長 小笠原 誠治 統括課長補佐 安田 裕子

教育委員会 学びのまち推進課

課長 高瀬 満晃 課長補佐 原 拓矢
課長補佐 山崎 浩昭 課長補佐 原田 千恵美

6. 本日の日程は次のとおりである
 - 1 町長あいさつ
 - 2 各委員の自己紹介(事務局等)
 - 3 委員長の選任(互選)
 - 4 副委員長の選任(委員長が指名)
 - 5 委員長、副委員長あいさつ
 - 6 議題
 - (1) 邑南町デイキャンプ事故について
 - ① 事故調査チームの報告
 - ② 質疑応答
 - ③ 意見交換
 - 7 その他
次回開催日の確認
7. 議事録署名

大賀総務課長（以下 大賀課長）：

失礼します。検証委員会の開会に先立ちまして、報道機関の方々にお願いがございませぬ。本委員会の検証は個人の責任追求を目的としたものではございませぬ。個人の責任追及となりませぬように、また、プライバシーに配慮した報道をされますよう、お願い致します。次に、本委員会は、原則、公開で行いますが、カメラの撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきます。改めて、ご案内致します。それ以降は、カメラの撮影をご遠慮いただきますように、よろしくお願い致します。お願いは以上です。続きまして、この度のデイキャンプ中に発生した事故によりまして亡くなられました児童のご冥福をお祈りするため、黙祷をさせていただきますと思います。恐れ入りますが、ご出席の皆さま、ご起立ください。それでは黙祷はじめ。

黙祷終わり、皆さまご着席ください。ありがとうございました。

開会

それでは、ただ今から、第1回邑南町デイキャンプ事故検証委員会を開会させていただきます。私は本日の進行をさせていただきます総務課長の大賀と申します。よろしくお願い致します。お手元のレジメに沿って進めて参ります。

町長挨拶

まず、最初に、石橋邑南町長がご挨拶申し上げます。

石橋町長：

町長の石橋でございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、各委員さんにおかれましては、大変ご多忙の中、デイキャンプ事故検証委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、各委員さんのお人選につきましては、おのおの、所属団体からご推薦をいただいた方々でありまして、所属長の皆さまには、これまでご協力、ご推薦いただきましたことをこの場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。すでに、それぞれの委員さんには、わたくし名で、委嘱状をお渡ししておりますが、快く引き受けていただいたことに、改めて、感謝申し上げます。私共は、この度の重大事故につきまして、教育委員会の公民館主催の行事とはいえ、町全体で真剣に向き合うことが大事であると考えております。今後は二度とこのような不幸な事故を起こさせないためにも、単にかけ声だけで終わるのではなく、安全管理、或いは危機管理の在り方について、あらゆる角度から、具体的に様々な対応策を検討し、行動していかなければなりません。各委員さんにおかれましては、どうか私の意を汲んでいただき、専門的なお立場から私共にご指導いただければと願っております。これから、

本日の第1回、そして第2回以降と、少し長丁場になると予想され、ご負担をおかけすると存じますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、開会にあつてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

各委員の自己紹介

大賀課長：

続きまして、各委員の自己紹介を頂戴したいと思います。中村委員様さら順番にお願いしたいと思いますので、所属名、それからお名前を含めまして、お願いしたいと思います。

中村委員：

広島弁護士会の弁護士で、中村健太と申します、本日はよろしくお願ひいたします。

大賀課長：

渡部委員様お願ひ致します。

渡部委員：

島根大学医学部附属病院高度外傷センターのセンター長をしております渡部と申します
外傷学の専門的な観点から、いろいろなコメントをさせていただければと思つております。よろしくお願ひします。

尾原委員：

国立三瓶青少年の交流の家所長の尾原と申します。どうぞよろしくお願ひします。

大賀課長：

須崎委員様、お願ひいたします。

須崎委員：

島根大学教育学部の須崎と申します。よろしくお願ひ致します。

大賀課長：

高嶋委員様、お願ひいたします。

高嶋委員：

失礼いたします。島根県放課後児童支援スーパーバイザーとして石見の西部を代表させていただいております。よろしくお願ひ致します。

事務局自己紹介

大賀課長：

ありがとうございました。次に、事務局側の自己紹介をさせていただきます。
副町長からお願い致します。

日高副町長：

失礼致します。邑南町副町長の日高輝和と申します。よろしくお願い致します。

大賀課長：

次に教育委員会お願い致します。

高瀬学びのまち推進課長（以下 高瀬課長）：

失礼します。邑南町教育委員会学びのまち推進課の高瀬と申します。よろしく
お願い致します。

原課長補佐（以下 原補佐）：

失礼します。同じく教育委員会学びのまち推進課の原と申します。よろしくお
願い致します。

山崎課長補佐（以下 山崎補佐）：

失礼します。同じく教育委員会学びのまち推進課の山崎と申します。よろしく
お願い致します。

原田課長補佐（以下 原田補佐）：

失礼します。同じく教育委員会学びのまち推進課の原田千恵美と申します。よ
ろしくお願い致します。

大賀課長：

次に医療福祉政策課お願い致します。

小笠原医療福祉政策課長（以下 小笠原課長）：

邑南町医療福祉政策課長の小笠原と申します。よろしくお願い致します。

安田統括課長補佐（以下 安田統括補佐）；

同じく、医療福祉政策課統括課長補佐の安田と申します。よろしくお願いしま
す。

大賀課長：

それでは、総務課からさせていただきます。

細貝：

失礼します、本日付けで総務課のこの委員会の事務を担当することになりま
した細貝と申します。よろしくお願い致します。

松本課長補佐（以下 松本補佐）：

失礼します。総務課の松本と申します。よろしくお願い致します。

新屋課長補佐（以下 新屋補佐）：

失礼します。総務課の新屋と申します。よろしくお願い致します。

委員長の選任

大賀課長：

ありがとうございます。それでは、レジュメの3、委員長の選任でございます。邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例第5条第1項に委員会に委員長及び副委員長を一人置くとしております。さらに、第2項、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名するとしております。まず、委員長の専任をしていただきたいと思います。どのようにさせていただきますでしょうか。

大賀課長：

はい、尾原委員お願い致します。

尾原委員：

はい、事務局からのご提案はございますか。

大賀課長：

ありがとうございます。事務局からの提案はあるかのご意見を頂戴しました。事務局で案を持っております。それを発表させていただいてもよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。邑南町デイキャンプ事故検証委員会の委員長に中村健太委員をお願いしたいと考えております。皆さまご賛同いただければ幸いです。拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

副委員長の選任

ありがとうございます。それでは、次に、レジュメの4副委員長の選任でございます。副委員長は、先ほど申し上げましたように、委員のうちから委員長が指名するとしております。中村委員長からご意見ございましたら、お願いしたいと存じます。

中村委員（これより委員→委員長）：

はい、それでは、副委員長は尾原敏則委員にお願いできればと思います。

大賀課長：

ありがとうございます。ただ今、中村委員長より、副委員長に尾原敏則委員を指名すると、ご意見いただきました。皆さまご賛同いただけますようでしたら、拍手をお願い致します。

(拍手)

大賀課長：

ありがとうございます。それでは、委員長には中村健太委員、副委員長には、尾原敏則委員を、それぞれ選任をいただきました。まず、中村委員長におかれましては、委員長席にご移動をお願いいたします。

委員長、副委員長あいさつ

続きまして、レジュメの5、委員長、副院長の挨拶でございます。中村委員長、尾原副委員長の順に、就任にあたってのご挨拶をお願い致します。

中村委員長：

改めまして、委員長に選任されました弁護士の中村健太と申します。本日から、検証委員会の方をよろしくをお願いいたします。

大賀課長：

尾原副委員長お願いいたします。

尾原委員（これより委員→副委員長）：

はい、ただ今副委員長にご指名いただきました国立三瓶青少年交流の家所長の尾原敏則と申します。今までの経験を活かしながら、一生懸命委員として頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議題

(1) 邑南町デイキャンプ事故について

大賀課長：

よろしくをお願いいたします。それでは、レジュメの6、議題に入って参ります。邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例第6条、第1項におきまして、委員会の会議は委員長が招集し、その議長となると規定しております。よってこの議題以降につきましては、中村委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。中村委員長、よろしくお願い致します。

大変失礼しました。これ以降は、カメラの撮影についてはご遠慮いただきたいと思いますと思っております。

失礼いたしました。中村委員長よろしくお願い致します。

中村委員長：

それでは、ここからは議長として進行をさせていただきます。本日は、デイキャンプ事故について事故調査チームの報告、質疑応答、意見交換という順に進めさせていただきたいと思っております。本日から、先ほど町長からの挨拶にもありました不幸な事故ということが二度と邑南町でも、あるいは他の地域でも起こらないようにするために、皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思っておりますの

で、どうぞよろしくお願ひ致します。それでは、まず事故調査チームの報告について、事務局の方からお願ひできますでしょうか。

事故調査チームの報告

高瀬課長：

失礼します。それでは、チームで行いましたことについて報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。まず最初に資料1をご覧ください。

8月24日に至るまでの経緯について、まとめたものでございます。これについて、簡単に説明させていただければと思います。まず最初ですが、6月中旬頃になりますが、公民館スタッフから、Bの公民館スタッフの方へ、交流事業の提案ということで、場所については瑞穂ハイランドでの開催ということになっております。この調整ごとにつきましては、地元の公民館スタッフの方が、連絡調整を行うと言うところで始めておるところでございます。

6月28日に瑞穂ハイランドでの打ち合わせを行っております。それから、7月5日になりますが、このときも瑞穂ハイランドで公民館スタッフ二人が、現場で打ち合わせをしております、こちらに記載してありますように、日程、人数規模、内容、レンタル単価、あとは現場の方を確認させてもらっております。細かな内容については、そちらに三点ほどポツをつけておりますが、そういった内容の方を現場での打ち合わせをさせてもらっております。

それから、7月10日になりますが、瑞穂ハイランドの方から、5日に打ち合わせした内容についてのメールがきておりました、そういったタイムスケジュールの方もこちらの方を、そのときだいたいの内容をこちらの方で、きめていたところでございます。

それから、7月12日になりますが、それを基に、チラシの案を作成して公民館スタッフ同士で、共有のほうをさせていただいております。

それから、7月18日になりますが、これにつきまして、チラシの方に、協賛団体についてのメールをスタッフ間同士で行っております、あとは追記依頼等々もしておるところでございます。あとは、ハイランドの方へ、チラシの方へのロゴの使用許可の依頼をしております、起案のタイミングとしては、キャンプを楽しもうIN瑞穂ハイランドとということで企画の起案をしているところでございます。

内容については以下のとおりの内容で起案をしておるところでございます。2ページ目を見ていただければと思いますが、その中で特記事項として、こちらの方を採用させてもらっておりました。けが人体調不良者が発生した場合の対応についてというようなところで、それぞれの下の場所に連絡等をするような

ことを特記事項として、チラシの方に記載しているところでございます。

それから、7月19日共催団体の追加メールをスタッフ同士でやりとりをしております。

それから、7月20日に教育委員会にて起案されました内容について決裁をしております。それ以降公民館同士の合議をしております。流れについては、こちらに示してあるとおりですが、公民館からこの次の共催の公民館へ、それから学びのまち推進課にきまして、教育長のところで最終決裁をしております。その後、各公民館で、共催団体のチラシ配布等を行っています。

それから、7月20日から21日に、該当小学校の方へチラシの配布をさせてもらっております。

それから、8月に入りまして、上旬の頃ですが、A協議会からバギーの支出が可能であるということの連絡がございましたので、その連絡を受けまして、公民館のスタッフ同士で連絡を取り合っているところでございます。

それから、8月8日になりますが、このときのとりまとめの参加者名簿の確認をしております。

それから、8月15日になりますが、LINEで当該児童の父親と参加の検討依頼を、公民館スタッフの方が行っております。それからその二日後になります、瑞穂ハイランドとの打ち合わせ、それから、そのときの打ち合わせ内容としては、テントであるとか、冷凍庫の使用、それから昼食、バギー体験の金額の確認等を行っております。その結果を他の公民館のスタッフの方にメールでやり取りしております。

それから、8月18日になりますが、参加者申し込み締め切り、そのときの申し込み児童数については、合計で11名申し込みがあったところでございます。

それから、8月22日になりますが、当該児童の父親から参加申し込みの相談がございました。そのときに、事業内容等について、公民館スタッフの方から伝えております。同日に、LINEにて、当該児童の参加申し込みがございました。

それから、翌日23日でございますが、当該児童の父親のLINEにて、当日の雨具と着替えの依頼を公民館スタッフが行っております。当日、当該児童の体調について父親の方から電話連絡があっております。それから、当該児童が所属しておりました児童クラブスタッフの方へも連絡済みであることを伝達しております。それから、前日までの申し込みの児童は、こちらに書いてございますが、合計12名ということになってございます。それから、当日ですが、デイキャンプを楽しもうIN瑞穂ハイランドを実施して、当日は、参加児童数が合計10名、二人欠席となっております。それから、もう一枚はぐっていただきますと、そちら、8月24日に行いましたデイキャンプを楽しもうIN瑞穂ハイランドの実施とございます。そちら、右と左に分けて書いてございますが、起案の内容につ

いては、左のような流れで起案をしておりましたが、当日、瑞穂ハイランドさんの方から、提示されたものを赤字で記載しております。資料1については、以上でございます。

それから、続いて資料2の方をご覧いただければと思います。これにつきましては、令和5年9月29日現在での調査したものの内容を記載しておるところでございます。

8月24日に行いました公民館合同事業、デイキャンプを楽しもうIN瑞穂ハイランドの時系列の一覧でございます。先ほども説明させていただきましたが、当日の参加児童は10名となっております。それから、当日参加したスタッフにつきましても8名参加しております。それから、この中で名称等が出てきますが、邑南町教育委員会として、こちらに出てくる名称と、それから、邑南町役場の名称のそれぞれ記載をさせえもらっているところがございます。当日でございますが、8時30分から小学校を出発しまして、現地到着をここでオリエンテーションを9時25分になりますが、行っております。その後、テント張り体験、薪の火付け体験、それが終わった後の自由時間ということで、施設にございます遊具等で子どもたちが遊んでいるところがございます。

それから、10時30分から、やまめつかみ取り体験を開始しております、その終了後にやまめ調理体験を開始させてもらっているところがございます。

それから、11時になりますが、調理体験を終了した児童から、ウォータースライダーの方へ移動して、ウォータースライダーで遊んでおります。このときにつきましては、現場を見ていただいたと思いますが、スタートライン、それから、中間、それからゴールラインの辺りにそれぞれスタッフがおまして、スタッフ合計5名、スタートのところに2名、中間に2名、ゴールのところに1名の、そのときはスタッフがそこで見ておまして、子どもたちに最初に滑った子どもたちは、ゴールから出た後に、次の子どもがスタートするようところで、そういった滑り方をそこで子どもたちに教えていたところがございます。

それから、11時30分にバーベキューを開始、それから、12時50分になりますが、食べ終えた児童は順次スラックラインとか、テントの方で遊んでいたところがございます。それから、バーベキュー、やまめ取りをした後の残り火がございましたので、マシュマロ焼きをおこなったところがございます。

ここから、もう少し詳しく説明をさせていただければと思いますが、13時45分から、まず最初のバギー体験がスタートしております。バギー体験場所にて、全員でスタッフ、子どもたち全員で移動し、そこで説明を受けております。バギーにつきましては、1台に2名、運転席側は、当時参加したスタッフが運転席の方で運転をするかたちで、助手席の方に子どもたちが乗車という形になっております。一回二往復で合計三回行っております、バギー体験を。説明受けた後に、

13時55分になりますが、1ターン目のバギー体験がそこでスタートしております。それぞれ1号車にスタッフと児童、2号車、3号車、4号車も同じく、スタッフと児童がそれぞれ乗車してバギー体験をスタートしております。体験前の児童6人については、近くの芝生場での待機をしております、そこでもスタッフが4名ほど児童の見守りを行っているところでございます。

それから、14時5分になりますが、1ターン目のバギーの体験が終了しております。そのときは、スタッフがバギースタート周辺にて、子どもの見守りを開始をしているところでございます。

それから、14時8分になりますが、バギー体験を2ターン目のスタートがしております。そこでも同じく、1号車、2号車、3号車、4号車とそれぞれ、スタッフと児童がそこで乗車をしております。体験前の待機児童が2名、体験を終了した児童4名が、それぞれスタッフの方がそこで見守りを行っていた状況でございます。

それから、14時18分になりますが、2ターン目のバギーが体験終了となっております。スタッフ等々が、児童がバギーから降りて一緒に遊具方面に移動をしております。それから、スタッフ2名が、Dを呼び止めまして、私たちはこれからバギーに乗るので当該児童を見ておいてほしいと、転んで頭を打つことがあるので、気を付けているというふうなことを伝えているところでございます。それから、スタッフ1名、残りのスタッフ2名は、当該児童をみていてほしいと考えたため、当該児童を頼まれたのですが、すでにそのときに当該児童がウォータースライダー付近にいた状態だというふうに聞いております。次に裏面をご覧ください。スタッフ1名はバギー位置からスライダー方面に移動して、当該児童の見守りを開始しているところでございます。それから、14時23分になりますが、バギー体験3ターン目スタートとなっております。1号車と、それから、3号車について、スタッフと児童が、残り2名の児童が、そこでバギーの方に移りますが、2号車、4号車につきましては、運転席側、助手席側、それぞれスタッフが乗車した状態となっております。二週目のところでは、1号車から3号車については、運転手、助手席の乗車は、全く同じですが、4号車につきましては、運転席側と助手席側はスタッフの方が入れ替わりの状態で、またバギーの体験を始めております。8名の児童が、今、そのときにはフリー状態でございました。そのときの見守り可能スタッフが2名ほどございました。

当初はバギー体験が終了した児童はバギーの様子を見ていましたが、そのうち3名の児童につきましては、近くにシャボン玉ができる場所を設けてもらってございましたので、そちらの方へ児童3人は移動をしております。そのときには、スタッフが1名見守りをしている状態でございます。他の児童3名につきましては、スライダー付近の方に移動しております。当該児童につきましては、スラ

ライダー斜面部分を立ったり歩いたり、あとは滑っていたりというようなことを聞いております。見守りを頼まれたスタッフがこのときに、当該児童に危ないから座ってと注意をしていたと聞いております。当該児童につきましては、スライダーの始めに転んでいるということでございますが、転んだ状況は覚えていないというようなことを聞いております。

それから、14時25分になりますが、ウォータースライダー場にて児童同士が接触をしております。スライダーのゴール2メートルから3メートル手前で遊んでいた当該児童をスタッフが近くで見守り中でございましたが、上から滑り降りてきた児童とその時に接触をしております。接触直前、当該児童がいたスライダーゴールに向かって左側に寄って座っていたと聞いております。ですが、スタッフは、座っていた当該児童の姿勢ははっきり覚えていないと言っております。

スタッフは当該児童を注視しておりましたが、上から滑り降りてきた児童を見ていないというふうなことを言っております。それと、このときに当該児童を見ていたスタッフの方は滑り降りてきた児童のスピードは覚えていないというふうなことも言っております。前向きで滑り降りた児童がゴールに向かって左側に座っていた当該児童の右側に接触し、その場で停まり、当該児童が左斜め側に倒れたと思うと、聞き取りをしているところでございます。接触後も当該児童は、自力でスライダーを出て、泣きながら正座したが、直後に頭を伏せたということでございます。泣き続ける当該児童を、見守りをしていたスタッフが大丈夫となだめ続けていたところでございます。泣きやまないため、当該児童を抱えて斜面右下の方へ移動を始めております。

14時30分になりますが、バギースタート周辺にいた別のスタッフがスライダー方面に子どもの泣き声を聞き、その場へ移動しております。そのスタッフは現場付近にいた児童二人から、指導員さんはいませんかと聞かれていたそうです。それから、14時32分になりますが、ここでバギー体験は終了しております。10名の児童がフリー状態となっております。バギー終了後ですが、そのうち児童1人がシャボン玉に合流しております。その近くに、最初にいた3人の児童から1名が合流しましたので、そこでシャボン玉遊びが4人となっております。スタッフがそこで3人が見守りを行っております。当該児童を抱えて、斜面を降りるスタッフ2人を見つけて、駆け寄っております。スタッフはバギー乗車後の2名のスタッフ、ウォータースライダーで当該児童がぶつかって泣いているので、すぐに行ってあげてくださいと伝えております。

14時33分になりますが、他のスタッフが当該児童を抱えて、テントまで移動しております。このときに声をかけられましたスタッフ2名がここで同行しております。このとき当該児童を抱えていたスタッフが、当該児童の方に、ど

うしたの、大丈夫、どこが痛いのと声かけをしていたということでございます。その声を聞いてからかは、わかりませんが、痛いと言われたときに、わーっと泣き出し額をとんとんとたたきその後、ぼーっとしていた状態だったそうです。このときにスタッフは熱中症だと思ったというふうに聞いております。スタッフがバギー後にトイレに行った帰りに合流したスタッフと共に当該児童を抱えて歩いているのを見つけております。他のスタッフが大丈夫ですかと、声をかけ、熱中症だと思う。衣類交換をして涼しいところに移すと答えております。スライダー遊びで服が濡れていたために、テントにてスタッフが衣類交換を行っております。他のスタッフ二人が当時の様子を聞くために、スライダー付近荷移動しております。

その移動したスタッフが、近くにいた児童二人から、ぶつかった時の状況の話をしております。止まろうと頑張ったけど、当たってしまったというようなことをスタッフが聞いております。そのときに、ぶつかった時の状態を聞いておりますが、ぶつかった時は立っていた、座っていたという、座っていたというふうに児童は答えております。それから衣類の交換中に他のスタッフが、どこか涼しいところをと言ったので、他のスタッフが自分の車を使ってくださいということで、当時もってきておりました公用車の方へ移動しております。それについておりましたスタッフ二人が公用車の方へ戻っておりまして、そこで代わりまして、一名代わっておりますが、そこで見守りを開始しております。そのスタッフの一人は、車内の後部座席、もう一人は、助手席側の方で見守りを行っているところでございます。一名のスタッフが新たに合流しまして、そこですで見守りを開始しておりましたスタッフに当該児童の様子を確認しております。そのうちのスタッフが、電話をしようかと聞こえたため、他のスタッフが119番ですかと聞いたところ、親さんですと答えております。他の児童につきましても、14時36分になりますが、他の児童につきましても、シャボン玉のところでは7名ほどですが、遊んでおります。その1分後になりますが、当該児童を迎えに来てもらうために、スタッフが当該児童の父親に連絡をしておりますが、スタッフが持っておりました携帯が、電波の状況が悪かったのかつながりにくかったため、このときには連絡ができておりません。他のスタッフが児童2名、スライダー付近でまだ遊んでおりましたので、見守りをそこで移動して行っております。14時38分になりますが、衣類交換後にスタッフ2名が当該児童を公用車に移動をしております。そこでエンジンを付けまして、冷房を出して当該児童を助手席のシートを倒して、そこで横にしておるところでございます。それから、他のスタッフの携帯を使い、当該児童の方に連絡をしましたが、このときには、応答がございませんでした。児童1名がシャボン玉からスライダー方面へ移動してありまして、このときに、シャボン玉の方にいた7名から6名に減

っております。そのときにスタッフも同行しております。当該児童が、シャボン玉からスライダーに移動してこのときには、6名が5名に減っております。

それから14時45分になりますが、見守りをしておりましたスタッフが他のスタッフに何か冷たい冷やすものはないかと聞かれましたので、公用車トランクより保冷剤を当日持って行っておりましたので、その保冷剤をスタッフに渡しまして、おります。テント方面から、建物方面へ移動している姿をこのときそこで確認したとこととでございます。公用車付近を離れて児童に付き添うスタッフが、その一人の児童をなだめて落ち着かせていたところとございますが、内容を聞きますとそちらでは、他の児童を、けんかをして、ここから帰れというようなことを言われて、その児童が帰ろうとしたところ、スタッフが止めてそこで元に戻るよとということと聞いております。それから、横になった当該児童の頭であるとか首元を保冷剤でこのときに冷却を始めております。直後に当該児童かいびきを伴った就寝状態になったというふうなことを聞いております。その当該児童の就寝を確認して、他のスタッフが、そのところにおったスタッフが公用車付近から離れてシャボン玉の方へ移動をしております。2ページになりますが、一人のスタッフがテント付近に移動をしております。当該児童1名がシャボン玉からスライダーの方に移っております、5名から4名に減っております。14時46分になりますが、シャボン玉で遊んでいる児童が4名とございます。14時49分になりますが、当該児童の父親から折り返しスタッフの携帯に連絡が入っております、それを受けたスタッフの方は電話があったことを伝えるため公用車に戻り他のスタッフに携帯を渡しております。このときに、父親の方に当該児童の状態を、そちらに伝えて迎えの方を要請したところとございます。電話終了後、スタッフ間同士で携帯電話を受け取り、シャボン玉の方へ移動し、児童達とコリントゲームをするために、移動をしてスタッフの方はしておるところとございます。14時50分ですが、当該児童が寝ていることを確認してついておりましたスタッフが当該児童の荷物を片付けるため、公用車から離れ、テントの方に移動しております。このときに、シャボン玉についておりましたスタッフが移動したスタッフの位置に移動しているところとございます。移動しましたスタッフの方は、当該児童を寝かし付けるために、お腹などをトントン叩いてあやしておりました。当該児童の荷物を片付けた後、スライダー付近に移動し、このときに当該児童は寝ていると声をかけ、当該児童のことをかけております。これにつきましては、スタッフが当該児童のことを心配しているため、そのような声かけをここでしたところとございます。それから、当該児童の父親の到着を確認したため、誘導するためテントの方へスタッフが向かっております。それから、そのときの他の子どもたちにつきましては、4名がシャボン玉からコリントゲームの方へ移動しております。

このときに、14時58分になりますが、コリントゲームで遊んでいる児童は、5名、それからスタッフ2名が見守りを行っているところでございます。スライダーで遊んでいる児童がおりましたが、それについてもスタッフが3名ほど見守りを行っております。その他の児童については、写真等でどこにいたかはっきりと分かっていないところでございます。

それから、15時になりますが当該児童の父は、現場の方に到着しております。付いておりましたスタッフは公用車者のドアを開け、当該児童を抱えようとしたが重くてできず、父親の方が当該児童を抱えたところ、当該児童が呼吸をしていないことに気づき、119番通報を依頼しております。それから、合わせて当該児童の父親の方が、人工呼吸及び心臓マッサージをテント周辺の机で開始したところでございます。

15時4分になりますが、依頼を受けたスタッフの方が119番通報にかけようとして間違えて110番の方に通報しております。そのときのやり取りですが、頭を打った子どもがいてと話すと、警察の方から、もう1台でかけてと言われ、その近くにいたスタッフが119番にかけたと答えております。他のスタッフが119番の方へ通報しております。これが15時5分になります。

それから、まだスライダー付近にいました児童が興奮状態で危険というふうなことを判断したため、スタッフの判断でスライダー遊びをここで中止をさせております。

その後ですが、15時6分になりますが、スタッフが私の方へ電話連絡しております。その3分後に、スタッフが学びのまち推進課の方へ再度、職員の方へ現場から連絡をしているところでございます。その学びのまち推進課の職員の方から教育長の方へ情報伝達を15時10分に行っております。それと合わせまして、事故対応ために推進課の職員が2名、そこへ出発をしております。と同時に、教育委員会内事務所にて情報収集をここで開始をしておるところでございます。

他の子どもたちはテントで着替えて建物内に移動し、水分補給等を個々で行っております。その後15分後の15時25分になりますが、救急車が瑞穂ハイランドに到着し、その後まもなくパトカーも到着しております。

それから15時37分頃になりますが、救急車が瑞穂ハイランドを出発しているところでございます。それ以降のことにつきましては、少し簡単に説明をさせていただきますと思いますが、15時45分頃ですが、学びまち推進課の職員同士で、現場から離れられないので病院対応を願いたい、事務所におりました職員が、邑智病院に向けて出発しております。

それから、15時55分頃になりますが、救急車が邑智病院に到着しまして、総務課長より町長、副町長へこのときに連絡をしております。

16時5分ころになりますが、病院到着後、先行して病院におります職員と情報共有しております。そういった中で、救急搬送されてからの当該児童の状況、CT検査中、ドクターヘリの要請、それからこのときにはまだ搬送先の方はまだ決まっておりませんが、そういった情報共有の方をしておるところでございます。それから2分後、当該児童の両親が邑智病院に到着しているところでございます。

16時8分になりますが、当該児童がCT検査終了後、緊急処置室に入りまして、そこで人工呼吸器を使用しているところでございます。それから、その1分後ですが、それぞれスタッフ間同士で状況の確認をしております。

それから16時10分になりますが、町長、副町長が待合室に到着しております。当該児童の両親と言葉をここで交わしております。

それから、16時30分ですが、ドクターヘリが石見スタジアムに16時50分に降りると情報がありまして、そこと学びのまち推進課の職員の方から教育長へドクターヘリの情報伝達の方をそこでしております。

それから、ハイランドにおりました子どもたちは16時45分頃になりますが、順次帰路についております。

それから16時51分ですが、教育長から学びのまちの職員の方へ状況確認がありまして、そのとき搬送先はまだ決まっていないということを伝えております。

それから、16時55分頃、現場の方へ向かいました学びのまちの職員とで状況を確認をしておるところでございます。そのときに、搬送先の方へ2名向かうというようなことをここで報告をしております。

17時頃ですが、出雲市内の病院へ搬送するということがあったところでございます。その情報を教育長の方へ情報伝達しております。

それから17時30分ですが、搬送先に総務課の職員、それから、学びのまちの職員が行くと、副町長に相談し承諾をもらったところでございます。そのことを受けて学びのまちの職員と教育長が搬送先の方で、2名行くと報告をしております。

それから、18時15分頃になりますが、当該児童がドクターヘリにて出雲市内の病院へ出発をしたところでございます。

18時32分から状況報告、それから事務所内での情報収集などのマスコミ対応を行ったところでございます。

それから、18時40分頃になりますが、町長、副町長が瑞穂ハイランドに到着して現地の確認をしております。それから、同時刻になりますが教育長から、それぞれの小学校への状況確認、それから学校児童生徒教職員の対応相談をさせてもらったところでございます。それから、教育長から当該学校へのスクール

カウンセラーの対応依頼をさせてもらったところでございます。

それから、19時30分頃になります、出雲市内の病院に到着をしたところでございます。

その後20時5分になります、総務課長から学びのまち推進課のスタッフ職員の方へ状況確認ということで、そのときには手術が始まったところでございます。

21時30分ですが、緊急手術が終了し、集中治療室へ、状況について説明を受けておったところでございます。

それから、約1時間後になります、22時30分、病院の方へ来ました教育長、それから学びのまちの職員の方が病院を離れております。

それから、翌日、8月25日になります、このところを受けまして、14時30分から記者会見を行っております。それから、終了後でございますが、17時頃になります、当該児童の死亡の連絡等があったところでございます。

資料1、資料2とは別にですね、追加資料を1枚つけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。この事故を受けまして、まずスクールカウンセラーの派遣の方を、該当するそれぞれの小学校の方へ派遣をさせてもらっているところでございます。それについては、そちらに書いておるとおりでございます。それから、今回のことを受けまして、保護者への説明会というようなことで、それぞれの該当校と、その中で8月30日に該当校で行った時には、保護者の方の参加が少なかったのを、改めまして9月21日にもう一度、該当校で保護者の方に説明会を行っております。

最初の時には、教育委員会、それから事故当時の説明、スクールカウンセラーの方にも同席してもらって、子どもたちへの心理状況について保護者の方に説明等々をさせてもらったところでございます。それから、事故防止の研修会等、それ以降おこなっております。県立少年自然の家の職員の方に来てもらっております。そのときには教育委員会の職員、公民館主事、総務課、医療福祉政策課、放課後児童クラブのスタッフ等が参加しております。そちらに書いております。自然体験活動における安全管理について、体験活動起案演習等、行ったところでございます。

それから、2回に分けてですが、9月の29日、10月11日に江津邑智消防組合の職員の方に来てもらいまして、普通救命の講習をしております。そのときには、教育委員会の職員、公民館職員等が主などが参加をしたところでございます。また、改めまして、県立少年自然の家の職員の方に来てもらいまして、このときには放課後児童クラブのスタッフの方を中心としたリスク管理研修ということで、二点の対応を行ったところでございます。

それから、本日の検証委員会に提出しました資料につきましては、事故調査チ

ームの方で、会議を計3回行っておりました、教育委員会、総務課、医療福祉政策課、建設課によりまして、それぞれ9月1日、9月15日、9月22日と計3回行っておりました、当時までの経緯であるとか、その当時の画像の確認等々をしたところでございます。説明については以上でございます。

質疑応答

中村委員長：

はい、ありがとうございました。それでは、今の方向を受けての質疑応答に移らせていただきたいと思います。委員の皆様から特に順番はありませんが、質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。

渡部委員お願いします。

渡部委員：

今、お話いただいた話ですと、ぶつかったときには患者さんは座っていたとお話だったんですが、これは間違いないですか。

高瀬課長：

はい、そのように聞き取りをさせてもらったところです。

渡部委員：

これは、当日目撃、受傷時を目撃して方が1名いらっしゃったというお話だったと思いますが、この方が見ておられて、この子が座っていたということではないんですか。

高瀬課長：

はい、そういうふうに答えられたと思います。

渡部委員：

わかりました。もう一つ。

中村委員長：

どうぞ

渡部委員：

熱中症だと思ったってということだったんですが、これは何か症状があつて熱中症だというふうに現場の方は感じたということでしょうか。どんな状況で、熱中症と思われたのでしょうか。

中村委員長：

回答をお願いします。

高瀬課長：

これにつきましては、スタッフの方はこの当該児童が前日まで少し風邪気味であったというようなところで、そういうふうなところからそういうふうに判

断がされたというふうに思われます。

渡部委員：

風邪気味だったんで、ちょっと熱が出ていて暑かったということですかね。

高瀬課長：

はい。

渡部委員：

なるほど、わかりました。もう一つよろしいでしょうか。

中村委員長：

はい。

渡部委員：

現場のスタッフの皆さんは、この子が頭を打ったという認識はあったということですか。なくて、熱中症だと思っておられたということですか。

高瀬課長：

委員長、お願いします。

中村委員長：

はい。

高瀬課長：

スタッフの聞き取りをしたときに、そのときには子ども同士がぶつかったというようなことで、頭を打ったというようなところまでははっきりと見ていない。

渡部委員：

頭を打ったかどうかは、見ていないということですね。

そうするとですね、この15時5分の前のところで119番通報される前に、誤って110番通報をされていますが、この110番通報の内容に頭を打った子どもがいてというふうに言っている記載があるんですが、これは現場では目撃した人は頭を打ったと思っていなかったけれども、他の人は頭を打っていたという、こういう認識になりそうですけれども、そういう認識でいいでしょうか。

高瀬課長：

スタッフの聞き取りの中に、そういったことが実際あったかどうかという発言があったかということは後で述べさせていただければと思います。

渡部委員：

わかりました。なぜこういうこと聞いているかという、頭を強く打った傷病者がいたときと、そうでないときと初動が大分変わってくるということで、現場の皆様方が、どういう認識でいらっしゃったかなということを確認したくて、伺いました。ありがとうございました。以上です。

中村委員長：

ありがとうございます。先に確認させていただければ良かったんですが、ごめんなさい。整理をさせてください。恐らく、これから委員の方々から出てくる質問で、すぐに回答できるものもあれば、ある程度資料を探さないとわからないものであるとか、もしかしたら、事実確認が改めて必要なものも出てくると思いますので、改めて事実確認が必要なものについては、この委員会、今回で終わりということをご予定していませんので、次回の委員会までに再度調査をしていただくという形をお願いできればと思います。本日中に、事務局の方の資料を調べればわかることについては、本日ご回答いただければと思います。

今の渡部委員のご質問であったところで、私も追加で質問というか、お願いなんですけれども、恐らくこの接触したときに、接触状況を見ていた可能性があるのは、スタッフの方1名と、あとぶつかってしまったもう一人の児童の2人になるのではないかと思うんですけれども、ちょっとここの時系列が、児童とスタッフのどちらが見た情報なのかというのがわかりにくいなと思っているところがあるので、それぞれどういうふうな目撃状況だったのかということがもう少し整理できているといいのかなと思いました。

高瀬課長：

ここまでのについては、こちらの調査チームの中でも、児童の方からは聞き取りはしておりません。ですのであくまでスタッフまで。

中村委員長：

あくまでスタッフの証言ということに基づいてここは書かれていると理解すればよろしいでしょうか。了解しました。

それでは高嶋委員お願いします。

高嶋委員：

すみません、8月24日までの経緯というところで、主催共催、児童クラブが2クラブ入っていますけれども、この話し合いに児童クラブの職員はこの時点では参加をしていたんでしょうか。してなかったんですか。

高瀬課長：

はい、児童クラブから参加されたスタッフの方については、打ち合わせは全然されていない状態でした。

高嶋委員：

はい、それともう一つ、よろしいですか。これは個人情報守秘義務になるかなと思うんですが、私も邑南町今年度で4年目になります、のぞかせていただいでいて、児童クラブの子どもさんを知ってはいますけれども、お答えいただければ、それはそれとしてですが、このどちらになるかわかりません。加害者、被害者の児童さん、どちらかが、特別支援、配慮の必要のある子であるかどうかと

いうところは、教えていただくことができるんですか。

高瀬課長：

はい、それにつきましては、大変申し訳ありません。個人情報に繋がってきま
すので、それについては、お答えは遠慮させていただきたいと思えます。

中村委員長：

はい、須崎委員、お願いします。

須崎委員：

はい、特記事項のところ、7月18日の次のページですかね、特記事項で
が人対処事項ということが書かれておりますが、それに合わせてスタッフの方
はどの程度、この特記事項を認識されていたかということをお教えていただけれ
ばと思えます。

高瀬課長：

はい、この特記事項は確かに、被害者の方については、ここは認識があったか
と思えますが、先ほど言いましたように、担当者同志で打ち合わせ等が先になか
った状態ですので、ここの特記事項については、認識的にはなかったのではない
かと思えます。

須崎委員：

それに合わせて、実際に怪我をした場合、実際に例えば子どもたちが擦り傷を
したとか、いろんな怪我もあるんですけれども、そうなったときの具体的な対応
というのは、スタッフ間ではそういったものもなかったということでしょうか。

高瀬課長：

はい、この特記事項に書いてある内容はそのままのとりのスタッフの認識
はなかった。

須崎委員：

はい、ありがとうございます。それともう一点、14時23分のところで、ス
タッフの方が、スタッフ同士で、2号車、4号車に乗られているんですけれども、
これは乗った理由というのはあるのでしょうか。

高瀬課長：

これにつきましては、ハイランド側からまだスタッフの方が乗っておられな
かったので、どうですかというようなところで、勧められたというふうな話は聞
いております。

須崎委員：

はい、ありがとうございます。で、もう一点、14時36分の前のところにな
るんですけれども、下からスタッフDの方が電話しようかというところがある
んですけれども、ここで119番ですかということに対して、スタッフGの親ご

さんということで答えているんですけども、そういう熱中症の判断があるという、思われている状況において、なぜ119番ではなく、親御さんに連絡されたのかということを確認できてれば教えていただければと思います。

高瀬課長：

ここは確認をしていないです。

中村委員長：

よろしいですか。では、尾原さんからお願いします。

尾原副委員長：

はい、尾原から質問させていただきます。資料のですね、1の方の一番最後のページですね、起案時の計画と当時の計画ということで、対照表があると思いますが、その中で今回、一番重要になってきているのが、ウォーターライダーと、あとは同時にバギー体験もされているということですので、その辺りが起案時の計画になかったんですけども、その辺はどうしてそういうことになったのかというがわかりでしょうか。

中村委員長：

はい、どうぞ。

高瀬課長：

はい、こちら赤字に書いてあるものについては、こちらに書いてあるようにハイランドの方から好意という形で提供してもらったところでございますが、バギー体験につきましては、共催団体の方からお金の支出ができるというようなところで、当初計画のところでは、ちょっと金額が高いので、バギー体験をするというところは、とりあえずやめるにしてもらったんですが、ある共催団体からのお金が可能というようなことで、当実はバギー体験の方もされたそうでございます。

尾原副委員長：

ウォーターライダーの方は。

中村委員長

今の尾原委員のご質問は、起案時の計画のフリータイムの中には、特にライダーというものは含まれていないけれども、当日には含まれているという、これは何か変わったんですかという主旨だと思うんですけども。

高瀬課長：

はい、チラシ上にはスラックライン等というようなところで書いてありまして、具体的にこのウォーターライダーというような文言はここには、チラシの方には記載はされていませんでしたが、そういった向こうの遊びの施設の中に、ウォーターライダー等もあったので、当日は、ウォーターライダーで遊んだということになったんだろうと思われま。

尾原副委員長：

チラシはよくわかりますけれども、起案の時もこれはウォータースライダーというのは書いて無くて、教育長はその辺はご認識されていなかったということでもよろしいですか。

高瀬課長：

はい、そのとおりです。

中村委員長：

はい、さらに皆さんの方からご質問があれば。はい、お願いします。

渡部委員：

この経過を見ますと、事故が起こったのが14時25分で、いびきの状態になったのが14時45分なんですね。これは医学的な視点でちょっと見ますけれども、20分後に昏睡状態になっているんですね。その後、今回、お父さんが心肺停止を発見されている。それが、怪我をしてから、約35分ということで、けっこうなスピードで症状がどんどん、急変をしているということなんですが、これは、結果的に心肺停止をスタッフの方で見つけることができなかったわけですが、スタッフの中には、BLSの講習を受けておられた人はおられるんでしょうか。確認できていれば教えてください。

(*BLS; Basic Life Support の略称で、心肺停止または、呼吸停止に対する一次救命措置のこと。)

高瀬課長：

それについては、確認できておりません。

中村委員長

それについて、ぜひ確認いただいた方がいいかと思います。

じゃあ、次回までに、その点については確認をお願いします。

高島委員、お願いします。

高島委員：

すみません、こういった事業をする場合、私たちもそうですけれど、私も現場にいますけれども、先ほど現場に行かせていただいて、AEDがなかったということは確認できたんですけども、これは公民館主催の行事なんですけれど、こういった公民館が行事されるときに、そういった危機管理というところで、AEDとかっていうのは、こういったところに全然出てきていないですけど、今回、公民館の方にはきちんとAEDが設置してあったりというのはあるんですか。

(*AED; Automated External Defibrillator の略称で、自動体外式除細動器、心臓がけいれん(細動)した状態に電気ショックを与え除細動を行う器具)

高瀬課長：

公民館の方には、AEDは全館設置してあります。

高島委員：

瑞穂ハイランドの方にはなかったというふうにさきほどおききました。それは、邑南町さん、町としてもそのAEDがないことは最初からご存じであったんですかね。

高瀬課長：

その現場の方ですね、AEDがあったか、なかったということは、そのときは承知しておりませんでした。

中村委員長：

その他に、ご質問があればお願いいたします。じゃあ、渡部委員お願いします。

渡部委員：

救急車をですね、119番通報されて15時5分、入電。これが消防の恪勤だと思いますが、救急車到着が15時25分ですよ、約20分経っています。この間お父さんがBLS、心臓マッサージをされているということでよろしいですか。

高瀬課長

はい。

渡部課長：

なるほど、わかりました。交代要員とかは。お父さんが一人でされていた。

高瀬課長：

はい、お父さんがずっとされたというふうには聞いております。

渡部委員：

なるほど、わかりました。ここで救急隊がですね、到着したのが25分ですね。救急隊に病状とか、状況をなされたのは、どなたがなされたんでしょうか。

高瀬課長：

それについては、確認しておりません。

渡部委員：

これ、消防が頭を打ったということを認識しているか、してないかも結構重要な事項で、恐らく、彼らの対応が変わってきます。ですから、そういう情報が適切に消防まで伝わっていたかなというところが、一つ重要な事項だと思いますので、これも確認が取ればと思います。以上です。

中村委員長：

渡部委員の質問の中で、いくつかあったと思うので。頭をそもそも打ったという認識が、そもそもあったのかということも、今はつきりは今していないということでもよろしいでしょうか。その点と、救急車の方にだれがどのように伝えたのかという点、それから、それと先ほど点ですが、講習を受けられていたかどうかという点については、ちょっと確認をお願いできればと思います。

中村委員長：

私からもよろしいでしょうか。

細かい点になるんですけれども、接触したときに児童が左斜め、これはそばというか、左斜めがわと書いてあるのかわからないですけれども、倒れたというふうに記載があるんですけれども、これもだからスタッフの方が目撃した情報ということですかね。それで、斜めというのは前に倒れたということなのか、後ろに倒れたということなのかわかりますでしょうか。

高瀬課長

そこも、詳細な部分がはっきりとしておりません。

中村委員長：

先ほどの渡部委員の、頭を打ったことを認識しているのかどうかというところにも関わってくるのかもしれないですけれども、もしその倒れた状況をどこまで見ていたのか、見ていなかったのかというところも、もう一度よかったら確認していただければと思います。

あと、その接触した児童の傍にいたスタッフから、別のスタッフに引き継ぎというか、14時38分頃ですかね、代わっていると思うんですけれども、このときに、どこまでその接触状況だったりとか、何が起こったのかということの引継ぎがスタッフ間でなされていたのかということが、ちょっとよくわからなかったもので、もしそこがわかれば教えていただければと思います。

高瀬課長：

現場の確認をしておりましたら、子どもの状況についての情報伝達がどこまでなされたかについては、これはまた聞かなければわからないところだと思います。

中村委員長：

わかりました。じゃあ、すみませんが、そこのご確認も改めてお願いできればと思います。

それから、先ほど須崎委員からの質問の中にあっただことに関連するところなんですけど、今回参加されたスタッフの方が何か起きた時に、どう対応するのかということは特に、当日参加するスタッフの方々の間で事前に協議するような場というのはなかったという理解でよろしいでしょうか。

高瀬課長：

はい、現地に集合したときにオリエンテーションはやったようですが、そこでそういった情報共有はなかったようです。

中村委員長：

じゃあ、この先ほど言われたチラシについて書いてある特記事項について、皆さんが見ているだろうという感じで参加しているということですか。

高瀬課長：

見ているだろうというよりは、そこは見ていない状態じゃなかったかと思えます。

中村委員長：

実際には、見ていなかったということになるんですかね。

高瀬課長

細かくチラシとか、中身まで全て確認されていたかどうかについては、これはそれぞれスタッフの方で、そこまで詳細な聞き取りをしておりませんので、はっきりとはわかりませんが。

中村委員長：

わかりました。

高嶋委員お願いします。

高島委員：

すみません、普通こういう事故が起きると、スタッフさんたちもこれが重大だと思っていなかったのかなと思うんですが、普通、こういうことがあると、この事業を一旦もうその時点で中止させてるかなと思うんですが、それでもまだ続行してこの事業をされていて、最終3時くらいに終えているというような状況があるんですけれど、ここにそういう事故が起きた段階で、これを誰もストップをかけていないんですけれども、かける人は誰もいなかったんでしょうか。

高瀬課長：

そこにいましたスタッフについては、そこまでの認識はなかったのではないかと思います。もし、そういう認識があるのであれば、言われるようにそこで止めていると思いますので。すみません、先ほど委員長さんが言われたものの、特記事項の点ですが、これは最初言ったことを少し訂正させていただければと思います。チラシじゃなくてですね、この計画書の方に特記事項が記載されていまして、それについてはスタッフの方が承知をしておりません。

中村委員長：

わかりました。私の質問が、事実誤認がありましたね。ここに書いてあることは、あくまで企画書なので、皆さんが目にするものではないということですね。それと、その情報共有は、どういうふうに対応するかの情報共有はする機会がそもそもなかったという理解でよろしいでしょうか。

その他、委員の皆様から、ご質問ございますでしょうか。はい、じゃあ、先にお願ひします。

須崎委員：

はい、それぞれ公民館からスタッフが配置されていると思うんですけれども、それぞれのスタッフの最終決定権とか、そういう今日は雨が強いからやめまし

ようとかというような決定があると思うんですけども、そういった最終的な決定権をもっているスタッフの方はいたんでしょうか。

高瀬課長：

これについては、あくまでも主権が公民館ということが主体になりますので、そういった決定を下すのであれば、公民館の主事の方がこれをするべき決定権があると思われま。

須崎委員：

はい、一応決定権は公民館にあると思うんですが、実際現場で動かすときの命令系統的なものも作られていなかったという認識でよろしいでしょうか。

高瀬課長：

はい、そもそもの打ち合わせ等がされていなかった状態ですので、そういった指示命令系統については、明確にはなかったのではなかろうかと思ひます。

須崎委員：

もう一点、これは直接関係しないんですけども、スタッフの方と子どもたちの色は書かれているんですけども、それぞれの時系列のそのスタッフがここにいて、児童がここにいたという何か一つの表で見れるようなチャートみたいな形でしていただくと、スタッフがここにいて、例えば、ウォーターライダーの時に、児童がここに何名いて、スタッフ何名いた。で、別の各場所では、子どもたちが何名いて、スタッフが何名いたかというような一覧のガントチャートのような表にしていただくと、子どもたちの動きとスタッフの動きが可視化しやすく、実際の動きが見やすいのかなと。ちょっとそういうところも検討していただければと思ひます。

高瀬課長：

はい、わかりました。どういった形が見やすくすればいいのということについては、ちょっとこちらの方でまた協議させていただければと思ひます。

須崎委員：

はい、お願い致します。

中村委員長：

今のに関連しているんですけども、接触したときの状況としては、ぶつかってしまった児童二人と、他にもたぶんこのときは児童二人がライダーの方に移動しているという話ですけど、そこにいたスタッフは1名だけだったという理解でよろしいでしょうか。

高瀬課長：

はい、そうです。

中村委員長：

ありがとうございます。

その他に、皆様から何かご質問ございますでしょうか。

はい、渡部委員お願いします。

渡部委員：

聞き取り調査の中で、分かる範囲で結構ですけれども、このウォータースライダーと言っていますけれども、ビニールのようなものを張っただけの遊具とも言えない、何とも言えないものですが、このスライダーを使用することの危険度というのを予測されている方は誰かおいでだったのか。もしくは、これを使うに当たっては危険なので何か対策を取っておいたほうがいいよねというふうな認識を持っていた方がおいでだったかという点ではどうでしょうか。

高瀬課長：

このウォータースライダーは瑞穂ハイランドで設置されておりましたが、特にハイランド側の方からはそういった危険度があるかというようなことについては、話を聞いていなかったようですし、自由に使ってくださいという程度にしか聞いてないということをきいておりますので。

渡部委員：

なるほど、そうすると施設側としても自由にお使ください。ブランコみたいなものですよというレベルで認識をされてたということですよ。

高瀬課長：

自由に使ってくださいという言葉からとするとそういう認識になったのかなと思います。

渡部委員：

わかりました。今回、ウォータースライダーを一番最初に使用されているのが、どうやら11時頃の午前中のように見えますけれども、このときには、上に一人、中央に一人、一番下に一人職員を配置したと記載があるんですが、3人しっかり配置しているところを見ると結構危ないから見ておこうねという認識があったのではないのかなという気がしますけれども、これは何か特別に対策を取った方がいいという認識でそういうふうになされたのか、何かそういうところは調査上、何かわかっていますか。

高瀬課長：

これについては、ハイランド側の方からそういった指示があったわけではなく、行ったスタッフが自発的に一番上と中間どころと、ゴールのところに着いた方がいいんじゃないかというようなところで、特にそれは話を決めていたものではなく、自発的にそういった動きを取っています。

渡部委員：

なるほど、そうすると、じゃあ、具体的に事前に決めていて3人付けておこうねと決めていたわけではなく、現場判断でとりあえず3人で見ようかというよ

うな感じで対応されたという認識ですね。

高瀬課長：

そういう対応ではなかったのかなと思われます。

渡部委員：

で、当該事故が発生したときに関しては、結果的に一人しかいらっしゃらなかったということなんですけれども、これはだから、いわゆるバギーでしたかね、のイベントがあったので、そちらに人を取られてしまったので、3人つけていたのが、一人になってしまったという認識ですか。それとも当初から、一人でいいやという認識であったのか、その辺りはどうでしょうか。

高瀬課長：

それはそのときにいたスタッフがそこまでのそういう認識があったかどうか、一人でいいやという認識があったのかどうか、はっきりとはわかりません。バギー側の方に大人が取られていたのは確かに事実でありますので、結果的には見守り体制が少し薄かったのかなと、状態であったのかなと思います。

渡部委員：

わかりました。このスライダーに対する危機予測というか危機管理という点がそれぐらい現場にあったのかということが一つ焦点だと思いますので、ちょっと現場の認識がどうゆう状況か聞いてみました。ありがとうございました。

尾原副委員長

ちょっと、すみません。

中村委員長：

はい、尾原委員お願いします。

尾原副委員長：

先ほどの質問ともちょっと関連するんですが、ウォータースライダーの件ですけれども、いつごろウォータースライダーがあると認識してですね、使おうと思われたのか。当初からあったんですかね、計画の段階から。その辺りを少し教えていただければと思います。

高瀬課長：

はい、現場に下見に行ったときには、そのときにはウォータースライダーは設置されていたようですが、実際に使うときには、水を切り替えてそこから水を流さないと使えない状態だということですが、当日行った時には水が流れていない状態ですが、ウォータースライダーとしては、今日現場に行かれたような形ではもうそのときにはあったというふうに聞いております。

尾原副委員長：

そうすると、計画の段階ではなくて下見に行った段階でウォータースライダーがあるということを確認されて、これをもしかしたら遊具として使うかも分

からないということだったのでしょうか。

高瀬課長：

はい、そういった判断だったのかと思われませんが、これは確かめたわけではないんですが。

尾原副委員長：

その辺も少し、確認いただければと思います。

中村委員長：

じゃあ、今の段階では当日そもそも出発する前にウォータースライダーをやる予定だったかどうかははっきりとはわからないということになりますか。それとも当時はもうやる予定だった。事前にとということなんですけれども。これは多分児童の方々の当日の持ち物について着替えを依頼していたところからして、水に濡れることを予定していたのかなというふうに、私が勝手に推測したものなんですけれども。

高瀬課長：

はい、水着を持って行ったのはですね、やまめのつかみ取りで服が濡れるというようなこともあったりしましたので、それで水着を用意されたのかなと思います。実際には、近くにある小川の方で遊んだりとか水遊びもしておりますので。

中村委員長：

スライダーをする、しないに関わらず、着替えがあった方がいいだろうということ着替えの予定をしていたということですか。

高瀬課長：

そういうことだと思われま。

中村委員長：

今、確かに尾原委員の今のご指摘にもあったとおり、スライダー。

高瀬課長：

先ほどの7月5日の打ち合わせのところを修正させていただければと思いますが、7月5日のところでは、ウォータースライダー等を使うことを考えているというようなことを提案側の方には伝えていたようです。

中村委員長：

とすると、ここの7月5日の今の資料1には記載がありませんが、その時点でウォータースライダーを使う可能性はあるということは出ていたという理解でよろしいですかね。

高瀬課長：

はい。

中村委員長：

その他に、皆さんの方からご質問はありますでしょうか。高嶋委員お願いしま

す。

高島委員：

参加している子ども育成会、地区自治会協議会、いろいろありますけど、そこからは何名くらいスタッフさんが出ているかというのはわかりますか。

高瀬課長：

各児童クラブから2名、それから、自治協議会の方から1名、それから、公民館スタッフがそれぞれ、公民館主事が2名、それから公民館に勤務しております職員が1名、それから、児童クラブからそれぞれ2名ずつの計4名、それから後は、協議会の方から1名で計8名です。

中村委員長：

大丈夫ですか。

高島委員：

はい、ありがとうございます。

中村委員長：

はい、ご発言お願いします。

須崎委員：

はい、資料1のところ公民館スタッフ2名のAとBの方が、こういう事業の提案という形で企画運営されてメインにされていたと思うんですが、このスタッフAとスタッフBの方は、こういうデイキャンプの自然体験活動というのは元々経験豊富な方で提案されたんですか。昔にこれに対しての引継ぎがあって、その辺はあまり経験のない状況でこういう提案をされたか。こういった経験のある方がどうかという点をおしえていただければと思います。

高瀬課長：

公民館スタッフ、主事の方ですが、経験者といいますと、そこまでの経験値はございません。

須崎委員：

あまり経験がない状況で、昔ながらのこういう活動をやっているものがあったので、企画されたということですか。それとも、あまり経験はないけれど、子どもたちのために活動できないかと思って計画されたということですか。

高瀬課長：

今回、2つの公民館で共催してやろうというところで、経験値はない中ではありますが、こういった事業をすればというような発想で今回この行事を開催しております。

須崎委員：

はい、わかりました。

意見交換

中村委員長：

他に何か、皆さんよろしですか。それでは、質疑応答については一旦ここまでとさせていただきます。この後、意見交換に移らせていただきたいと思います。もちろん今日、いろいろと新しく出てきた話もあって、検討が不十分なところがあると思いますが、本日の時点で委員の皆様が感じになられたこと、ご意見についてそれぞれ伺えればと思いますけれども。どなたからでもよろしいですが、何か。どうでしょうか、私から指名した方がよろしいですか。じゃあ、渡部委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

渡部委員：

はい、今やっぱりお話を聞いていますとですね、いろんな問題点が何個かあったと思います。私は医学的などころから、ちょっとお話をさせていただきますと、この事故が起こった直後は、おそらくまだ意識もあって、これをなかなか重大事案だと認識できなかったのは、たぶんそうかなとは思いますが、この経過の中でですね、やっぱり気づけるチャンスは実は何個もあったかなというのが見えてきます。

で、もう、一番気になるのは、お父さんが到着して、お父さんが心肺停止に気がつくまで誰も心肺停止に気づけていないというところが、一つ大きなポイントで、現在BLSの講習というのは、高校生のときからやるような時代になっていますので、こういったイベント類を実施するにあたって、BLSの講習をどれぐらいの方がやっていたのか、結構大きなポイントだと思っていて、今後確認いただきますけれども、やはり心肺停止が認知できなければ、救命率は格段に落ちるということがわかっていますので、心肺停止が認知できるようなことをやっぱり、できなければいけない時代なんだろうと思うんですね。ですから、そういう意味では、このところがしっかりBLSの心肺停止の認知ができたのであれば、また違った展開があったのではないかなということが、少しちょっと惜しまれます。

もう一つは、スライダー、先ほどちょっと私も質問したんですが、スライダーって、こんな危険が起こるよねという認識が、開催されたスタッフの方が感じておられたかどうかというのが、一つ大きなところで、今の時代は、いろんなイベント類で、例えば、花火の時の人がたくさん倒れて死人が出たとか。韓国のイベントもそうですけれども、イベントを開催する方っていうのは、発生しうるリスクを検討して、いろいろなことをやらなきゃいけない時代になってきていると思うんですけど、このスライダーなるものが、ちょっと市販されているものではなくて、作られているものなので、そこで、どれだけ予測できたか、ちょっと難しいかもしれませんが、そういった認識がどれぐらいあったのかなというところ

ろの危機予測に関する準備が不足しているのではないかというところを、ちょっと今日、感じさせていただいたというところがあります。何と言っても先ほど高嶋委員のご指摘いただいたように、この事故が実は重大事案であるという認識が現場になかったというのは、結構大きな問題なのではないかというふうに思いますので、このあたりを振り返ってみていただいて、やっぱりここでこうすべきだったよねという認識が、現場から生まれてくるのかどうかというのは、もう一度聞いてみたいところかなと、ちょっと思いました。とりあえずは以上です。

中村委員長：

はい、ありがとうございます。それでは、尾原委員、ご意見伺ってもよろしいでしょうか。

尾原副委員長：

はい、今お話がありました救急の救命講習のことですかね、BLS講習というのは、私共も青少年交流の家は目の前に三瓶山がございまして、登山を必ず、必ずと言うほどではないんですけど、多くの団体でやっていただくというので、職員全員BLS研修を毎年受けております。これは必要かと思っております。というのが、一つと。あとは、先ほどから何回か質問させていただいていますけれども、やはりウォータースライダーとか、おそらくバギー体験も少し危険度が高いものかと思しますので、そういうものはしっかりと起案時の計画に位置づけていただいてですね、それで且つ、私共はいろんなイベントをやるときはですね、安全管理のそういうなんていうかマニュアルみたいな考え方みたいなものを事業ごとにしっかりと作るということにしておりますので、そこはしっかりと何か事故があったときの体制ですね、そこができていなかったのかなという、そういう感想を持ちました。以上です。

中村委員長：

ありがとうございます。それでは、須崎委員、お願いしてもいいですか。

須崎委員：

はい、学校教育活動、教育現場に携わらせていただいているんですけども、基本的に体育事業においても、怪我というのは起こります。例えば柔道においても、怪我が起きる、そのときにいかに大切になってくるかというのは、怪我したときの対応というのが、特に重要になってきます。今回は特に、怪我したときの対応でしたり、どういう対応していくのか、もしくはスタッフ間での意識共通というのは、今の現時点では、ちょっと明確に出てきていないということでしたので、そういったものが上手く考えられているかということが、一つ大切なこととなりますし、もう一つはマニュアルだけを作ってしまう。マニュアルで終わってしまうことはよくあります。マニュアルがやたらめったら多くて、それが結局、

具体的にその中のスタッフがどういうふう運営していけばいいのかというのが、人が見えなくなってくるといったこともありますので、なかなか本当は時間をかけて、そういったところもしっかり研修等をしてやっていかなければいけないんですけれども、マニュアルとかそういった対策を考える場合には、単純に字面だけではなくて、具体的には誰がどう動くか、そういったところまでしっかり考えていただければいいのかなと思います。以上です。

中村委員長：

はい、ありがとうございます。それでは、次、高嶋委員お願いします。

高嶋委員：

はい、すみません。やっぱり、しっかりとした打ち合わせ等がなされていなかったのかなというふうに思います。参加するスタッフが8名もおられたならば、皆さんでこういったところを話し合っていくべきだっただろうなと思います。

先ほど、個人情報というところで、お聞きした、もし支援のいる子などが参加をしている場合は、スタッフ配置というところでは、非常に大事になってくるかなと思います。今、児童クラブなんかは、ほとんどが支援のいる子が大変増えてきて、そういったところで、そういう子どもさんがもし参加するとなれば、児童クラブの職員達はきっとわかっていたと思います。今回のこの件が、こうというわけではなく、そういった児童に対しての配慮というのはすごくしなければいけなかっただろうなと感じさせてもらいます。

それと、あとは危機管理というところで、AEDの使い方だったり、救急法の研修というのはほとんどのところは、しっかりされているので、やはり一年に一回のAEDの使い方とか、そういったことは学ぶべきだろうと思いますし、邑南町さんがどうかわかりませんが、安全管理マニュアルというものが配られているかどうかというところと、あとは、行事ごとに、私のクラブもそうですけれども、行事を行うごとに安全管理マニュアルというものを別のものとして、今日は今日の行事のこととして、作っていくというのが非常に大事になりますし、これに関わる児童達にこういった危険なことがあるんだよということを、まずスライドをとおして、目を通して見せていくということも大事だろうなと感じました。以上です。

中村委員長：

ありがとうございます。皆さんの中で、さらに他の方のお話を聞いてでも結構ですので、ご意見が追加であればお願いできればと思いますが。

尾原副委員長：

じゃあ、一つだけ。

中村委員長：

はい、お願いします。

尾原副委員長：

安全管理に関連してですけれども、AEDですね、設置されていなかったということだったんですけれども、その辺はしっかりとまずは確認した上で、なければ持ち込むということをしなければいけないと思うんですね。私共も登山するときにですね、危険な登山のときにはAEDを持ってですね、登山するということをさせていただいておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

中村委員長：

はい、ありがとうございます。他には、何かございますか。はい、渡部委員お願いします。

渡部委員：

はい、今、高嶋委員からもお話があったとおりマニュアルの策定、これも大切ですね。マニュアルというのは何か予想されて起きる事案に対しても、危機リスク回避なんですよ。ところが、予想しないこと、ひょっとすると今回誰も予想していなかったことが起きている、こういうのが危機管理なんですよ。危機回避ですけれども、そのためには、予想しないことが起きたときにはどう対応するという指針があると思うんですよ。我々の大学なんかも、いろんなイベントが起こると危機管理マニュアルというのが必ずできます。こういう事案が、予想されないことが起きた時にどういう初動対応をして、どういうアクションをしますかということなんですけれども、特にこういうイベントであれば、やはり事故が起こったときに参加者の生命をどうやって守るのかということが、それに該当すると思われまので、実際、そういったものを持っておくということは根本に解決法の一つになると思われまので、どこまでそういうのを用意されたのかなというのがちょっとあります。実はこの経過を見るとですね、資料1の2ページ目に一番上に、特記事項にけが人、体調不良者がした場合の対応という、まさにマニュアル的な内容がちょっとここに書いてあるんですけれども、怪我や具合の程度により、応急処置を行うとあります。この応急処置の用具なんかは持って行っておられて、誰がやるのかとかですね。みたいなことを、ちゃんと確認ができていたのかとか。また必要によって消防に連絡、病院に搬送すると書いてあるんですが、今回実は熱中症だと思っているにも関わらず、医療機関に搬送していないんですよ。これは、やっぱり現場の判断としてはちょっとまずい判断だろうと思うんですけれども、恐らくそういう何か起こればこうしようねがなかったから、それがアクションできなかったということではないかどうかと推測されます。人間どうしても完璧ではないので、どんな準備をしても完璧ではないんですが、それを回避できるような対策が事前にとられていたのかなというところから見ると、やはりそういう準備がちょっと不足していたというような印象は感じる場所です。ぜひ、この特記事項に該当する応急処置、どんな

ことを用意されていたかというのも、ちょっと一回確認いただければなと思います。以上です。

中村委員長：

ありがとうございます。その他に、皆さんからのご意見ございますでしょうか。高嶋委員お願いします。

高嶋委員：

携帯電話を借りておられて、電波が悪かったというふうに書いてるんですけども、この連絡網ですね、1番、2番、3番というふうにここで連絡が取れなかったら、次はここというような緊急、児童さんを預かっていると必ず緊急の場合、電話をかけると思うんですけども、次に電話がここにとどかなかつたら、ここという順番をしっかりとこれから明記しておかれて、現場にもそのことを伝えていただけたら嬉しいなと思います。

中村委員長：

はい、ありがとうございます。その他に皆さんから何かございませんでしょうか。

ちょっと、今まで出ていなかった話で、これも追加での調査のお願いになるかもしれませんが、当日、現場に着いて、恐らくこれは、もしかしたらスタッフの方が想定していたものとも違うものも、いろいろ瑞穂ハイランドの方から示されたということになると思うんですけども、そこでスタッフの方が、当日参加した児童に何かしら注意事項の説明だったりとか、こういうことはやっていいよ、やってはいけないよみたいなことを、一般的にやることが多いと思うのですが、そういうものが、どういうことが行われたかというのが、もしわかれば確認していただければと思います。

その他、皆様から本日時点でのご意見、何かございますでしょうか。それでは、本日の意見交換としてはここまでとさせていただいて、追加で調査をお願いしたところは調査していただいて、各委員の皆様には本日のところをさらにご検討いただくということで、次回の開催日を決めて、本日は終了ということでもよろしいでしょうか。じゃあ、次回開催日の方を事務局の方で、調整していただいたと思うんですが、そのことを報告していただいてもよろしいでしょうか。

次回の開催日の確認

大賀課長：

次回の開催日でございますが、5名の委員の皆様の日程を調整させていただきました。12月27日水曜日13時から15時まで、場所につきましては、この邑南町役場本庁2階、大会議室で開催をしたいというふうに考えております。

よろしくお願い致します。

その他

中村委員長：

はい、ありがとうございます。その他、何か委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

細貝：

事務局から、ちょっと確認とお願いなんですけど、今日、初会合でいろいろな課題等出ました。宿題もいただきました。次の会合が12月ということになりますと、先生方お忙しいですから、事務局として考えているのは、概要をまとめてですね、会議録をまとめて、2部をお送りして、その一部を修正したものを送り返してもらおう。それと、特記事項、さらに加える特記事項等については付記してもらって、送ってもらったらというふうにおもっておりますし、また回答をですね、12月に回答しよるんじゃあ、非常に長いですから、できるだけ早くこちらの教育委員会の方でまとめてもらったものを加えてお送りしたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

中村委員長：

委員の皆様そのような形でよろしいでしょうか。はい、渡部さん。

渡部委員：

確認ですが、お送りいただくのは議事録ということですか。

細貝：

議事録に合わせて、今日の要点を項目ごとにまとめるとかちょっと工夫せんといけんと思うんですが、そういうものをお付けして、後ろに議事録をつけるということで、どうでしょうか。

中村委員長：

よろしいですか。

渡部委員：

よろしいです。

閉会

中村委員長：

今のところで何か、大丈夫ですか。じゃあ、そのようをお願いできればと思います。よろしいですか。それでは、第1回の邑南町のデイキャンプ事故検証委員

会は、本日はこれで終了とさせていただきます。次回につきましては、先ほど事務局の方からありましたように、12月27日の水曜日午後1時からということにさせていただきます。その他、何か、よろしいですか。

挨拶

石橋町長：

はい、一言。

中村委員長：

はい、町長の方からお願いします。

石橋町長：

第1回目でございましたけれども、それぞれの委員さんから活発なご意見をいただきました。私共も十分参考になるご意見ばかりでございました。まだまだこの検証委員会は始まったばかりでございますけれども、これからもまだいろんなところで深掘りをしなきゃいけない部分もあるかと思えます。今以上に、委員の皆様にはご苦勞をおかけするとおもいますけれども、ぜひ私共にご教示、受いただきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。次回は年末でございますけれども、本当に申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

大賀課長：

それでは、中村委員長をはじめ、委員の皆様大変お疲れのところ、お忙しい中、ありがとうございました。本日は、これで第1回終わりますけれども、これからも引き続きよろしくお願いを致します。気を付けてお帰りいただきたいと思えます。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委員長

副委員長

委員

委員

委員